

埼玉県農業士認定要領

(目的)

- 1 次代の埼玉農業を担う埼玉県農業大学校（以下「農業大学校」という）の卒業生を埼玉県農業士として認定し、卒業生に新たな目標と励みを与える。

(埼玉県農業士の認定要件)

- 2 農業大学校名誉学長（以下「名誉学長」という）は、農業大学校を卒業するために必要な履修基準の単位を修得し、将来、地域農業の発展に寄与することが見込まれる者を埼玉県農業士として認定する。

(埼玉県農業士の申請手続)

- 3 農業大学校長は、2の認定要件を満たす埼玉県農業士候補者名簿を名誉学長に提出する。（様式第1号）

(埼玉県農業士認定の方法)

- 4 名誉学長は、埼玉県農業士候補者名簿に基づいて、埼玉県農業士を認定し、認定証（様式第2号）を交付する。

(認定証交付台帳の整備)

- 5 名誉学長は、埼玉県農業士の認定証交付台帳（様式第3号）を整備保管する。

(その他)

- 6 この要領に定めるもののほか、認定に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成12年度卒業生から適用する。

(以下様式省略)